



秋田県公報

目 次

ページ

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
(一・継続案) ……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成21年3月6日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

総 務 課	公安委員会補佐室
	情報公開センター
広 報 広 聴 課	取調へ監督業務推進
	県民安全相談センター

を

総 務 課	公安委員会補
	取調へ監督室
広 報 広 聴 課	県民安全相談
	情報公開セン

佐室

に改め、同表警務課の項中「犯

センター
ター

罪被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同項の次に次のように加える。

教 養 課	捜査実践教養室
-------	---------

第3条第2項の表中生活安全企画課の項を削り、少年課の項の次に次のように加える。

生 活 環 境 課	サイバー犯罪対策室
-----------	-----------

第4条総務課の項第8号を次のように改める。

(8) 警察署協議会に関すること。

第4条総務課の項第9号を削り、第10号を第9号とする。

第4条広報広聴課の項第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 情報の公開に関すること。

(5) 個人情報保護に関すること。

第4条警務課の項第9号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改め、同項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 留置施設及び被留置者の管理に関すること。

第4条監察課の項第5号を削る。

第4条の2生活安全企画課の項第9号を削り、第10号を第9号とし、同条生活環境課の項に次の1号を加える。

(10) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪の総合対策に関すること。

第7条の2を削る。

第16条第1項の表中中学校捜査実践教養室長の項を削り、総務課取調へ監督業務推進室長の項中「取調へ監督業務推進室長」を「取調へ監督室長」に、「取調へ監督業務推進室の」を「取調へ

監督室の」に改め、同表警務課犯罪被害者対策室長の項中「犯罪被害者対策室長」を「犯罪被害者支援室長」に、「犯罪被害者対策室の」を「犯罪被害者支援室の」に改め、同表警務課の項の次に次のように加える。

教 養 課	捜査実践教養室長	命を受け、捜査実践教養室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------	----------	----------------------------------

第16条第1項の表中生活安全企画課サイバー犯罪対策室長の項を削り、生活安全企画課安全・安心まちづくり支援対策官の項の次に次のように加える。

生活環境課	サイバー犯罪対策室長	命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-------	------------	------------------------------------

第16条第1項の表中

交通指導課	交通反則通告センター長	命を受け、センター長、センター長を指揮監督する
	通 告 官	命を受け、告行為の処務を掌理する

を

交通反則通	交通反則通告センター長	命を受け、センター長、センター長を指揮監督する
	通 告 官	命を受け、告行為の処務を掌理する
交通指導課	通 告 官	命を受け、交通事故

事件捜査官	し、捜査に
-------	-------

を受け、交通反則通センターの事務を管理センターの職員を指

を受け、交通反則通の処理に関する事

を受け、専門的な知

に改め、同表学校及び課等教

頭、次長、副所長又は副隊長の項中「教頭」を「副校長」に改め、同表総務課情報公開センターの項中「総務課」を「広報広聴課」に改め、同表交通指導課事故捜査指導官の項を次のように改める。

被害者連絡調整官	命を受け、交通事故の被害者及びその家族に対する被害者支援における連絡調整並びに当該被害者支援に関する指導及び教養に当たる。
----------	---

第16条第1項の表中

命を受け対策班の事業	命を受け対策班の事業
生活安全課	命を受け対策班の事業
ストーリーカー対策班長	命を受け対策班の事業
ストーリーカー	命を受け対策班の事業

ストーリーカー業務を処理し、企画課長を補佐	警部又は一般職員
-----------------------	----------

を

対策班長	生活安全課	子ども・女性対策班長	命性安理し
------	-------	------------	-------

を受け、ストーリーカーの事務を処理し、安全企画課長を補佐

警部又は一般職員

に改め、同条第4項中「教頭」

を受け、子ども・女性対策班の事務を処

を「副校長」に改める。

別表第1湯沢警察署湯沢北交番の項中「、字嵩ヶ沢山」を削除。別表第3湯沢警察署の項中「字土生原」の次に「、字嵩ヶ沢山」を加える。

附 則

この規則は、平成21年3月13日から施行する。ただし、別表第1湯沢警察署湯沢北交番の項及び別表第3湯沢警察署の項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarata@matubaratahatsusai.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄